

運賃改定に伴う乗車券の過渡的なお取扱いについて

運賃改定前に発売し、かつ、運賃改定後も有効となる乗車券については、次のとおり、お取扱いいたします。

1 適用する運賃

9月30日終電までに発売するもの (10月1日以降に有効開始となるものを含む)	10月1日初電以降に発売するもの
運賃改定前(消費税率8%)の運賃を適用します	運賃改定後(消費税率10%)の運賃を適用します

2 運賃改定前に発売した乗車券の効力等

(1)有効期間

券面に表示された有効期間の終了日までは、そのままご利用いただけます。

(回数券は、消費税率8%時に有効であった区間に限り、消費税率10%の運賃との差額をお支払いいただく必要なくご利用いただけます。)

(2)乗り越し・精算

ア 定期券

乗り越し区間の運賃改定後の金額をお支払いいただきます。

イ 回数券

ご利用された区間の改定後の運賃と、券面に表示された金額との差額をお支払いいただきます。

(3)乗車券の払い戻し

運賃改定前の運賃・手数料を用いて計算します。